

カトリック両王の対ナバラ政策

林 邦 夫

The Catholic Kings' Policy toward Navarre

Kunio HAYASHI

16世紀ヨーロッパの国際政治においてスペインが大きな役割を果たしたことは異論のないところであろう。「ハプスブルク帝国」の一翼を形成したカール5世時代、「スペインの優位」(prépondérance espagnole)の時代を現出せしめたフェリーペ2世時代の何れにおいても、スペインを抜きにしてヨーロッパの国際政治を考えることはできない。所以この時代のスペインのヨーロッパ世界における位置を理解するためには、それ以前のカトリック両王時代のスペインの対外政策を明らかにしておくことが必要である。本稿はかかる観点からカトリック両王の対外政策分析作業の一環として、対ナバラ政策を取扱おうとするものである¹⁾。カトリック両王のうちで対外政策は主としてフェルナンドが担当したといわれており、実質的には彼のナバラ政策を検討することになる。

- 1) この問題に関しては今なお、P. Boissonnade, *Histoire de la réunion de la Navarre à la Castille. Essai sur les relations des princes de Foix-Albret avec la France et l'Espagne*, Paris, 1893, rep. Genève, 1975 が最良の文献であり、本稿もこれに負う所が大きい。

I

フェルナンドのナバラへの介入が本格化するのは1476年からであるが、その後の展開を理解するために、1441年以後のナバラ国内の支配権をめぐる角逐について瞥見しておく必要がある¹⁾。

1441年ナバラ女王ブランカが没すると、遺言によって、父王ファン(1458年からアラゴン王ファン2世)の了解なしに王号を称えないという条件で後継者に指名されていた長子カルロスが、国王代理として実質的にナバラを支配することになったが、ファンはカスティーリャ介入のための資金を得るべく1444年からナバラに介入を始め、ここに父子の争いが開始された。王国は両者の何れを支持するかによって、ベアモンテ党(beamonteses, カルロス派)とアグラモンテ党(agramonteses, ファン派)とに分裂して内乱状態となったが、1451年10月、結局カルロスが敗北し、捕囚となってしまふ。1453年5月カルロスは釈放されるが、ファンは1455年10月、彼を斥けて末娘レオノールに王位継承権を与えた。カルロスはフランス王のもとに赴き援助を求めるが奏効せず(1456年6月)、その後ナポリ、シチリアを転々とする。かくしてナバラは国王代理としてのレオノールとその夫フォア伯ガストンが支配することになる。

カルロスは1459年7月にアラゴン王国に戻り、翌年1月にフアンと和解するが、同年12月カスティーリャ王エンリーケ4世と共謀して謀反を企てた廉で投獄された。かねてからフアンの統治に不満を抱いていたカタルーニャはこれを契機に反乱を起し、この圧力でフアンは1461年2月カルロスを釈放し、6月21日には全王国（ナバラ、アラゴン）の継承者として承認したが、9月23日にカルロスが没したため、1462年4月フアンは再びレオノールにナバラ王位継承権を与えた。

1462年6月、カタルーニャは再び反乱を起し、8月にはカスティーリャの助力を得るべく、フアンの宿敵エンリーケ4世をバルセローナ伯と宣した。この危機の中でフアンはフランス王ルイ11世に仲介を求め、ルイは1463年4月、ナバラ王国のエステーリャ（Estella）地方をカスティーリャに割譲する代わりに、エンリーケがカタルーニャに対する権利を放棄するという裁定（バイヨンヌ裁定）を下した。

この裁定はアラゴン王国の利益のためにナバラ王国を犠牲にする内容であったため、レオノールは承服できず、このためフアンとの対立が生ずることになった。一方ベアモンテ党は、カルロス死後はその妹ブランカを王位継承者と見做して、またその死（1462年12月）後は継承権を遺贈されたブランカの前夫エンリーケ4世（1453年に離婚）を頼んで反抗を続けていたが、レオノールがフアンと対立するに及んで1465年4月に彼女と提携してフアンに敵対するようになる。

1469年11月フアンはレオノール、ガストンから国王代理職を奪い、これを彼らの息子ガストンに与えたが、彼が1470年11月に死亡したことによって、レオノールとの妥協を余儀なくされ、1471年5月レオノール夫妻が国王代理としてナバラを統治することに同意した。ベアモンテ党はレオノールとフアンとの和解によって同盟者を失った状態となったが、ここに着目したのがフェルナンドであった。彼は異腹の妹レオノールをベアモンテ党の首領レリン（Lerín）伯に娶わせ、血縁による絆を結んだ。以後レリン伯はフェルナンドのナバラ介入の手段として利用されていくことになる。

- 1) 以下は主として、J. M. Lacarra, *Historia del Reino de Navarra en la Edad Media*, Pamplona, 1975, pp. 465-472 に拠り、他に、J. F. O'Callaghan, *A History of Medieval Spain*, Ithaca and London, 1975; J. N. Hillgarth, *The Spanish Kingdoms 1250-1516*, 2 vols., Oxford, 1976-1978, II を適宜参照した。

II

フェルナンドは1474年にカスティーリャ王となるとナバラへの介入を強め、王権とベアモンテ党との争いを仲介し、1476年5月にレリン伯とフアン2世、レオノールとの間に休戦協定を結ばせ、同年10月4日にはレオノールとの間にトゥデーラ（Tudela）条約¹⁾を結んだ。その内容は、(1)ベアモンテ党の領する城塞（パンプローナなど）にカスティーリャ軍を駐留させる、(2)フェルナンドはバイヨンヌ裁定によってカスティーリャが占領しているエステーリャ地方のラグアルディア（Laguardia）、サン=ビセンテ（San Vicente）、ロス=アルコス（Los Arcos）の返還に努力する、

というものであり、同日レオノールは駐留の費用を支払うことをフェルナンドに約し²⁾、フェルナンドはナバラ国内の党争に結着がいたら城塞を返還することを約した³⁾。トゥデーラ条約によってカスティーリャのナバラへの影響力は決定的に強化された、といつてよい⁴⁾。

1479年1月19日ファン2世が没し、レオノールがナバラ王位を継ぐが、2月12日に彼女も没し、既に1472年7月に没したガストンからフォア家の家督を譲られていた孫フランシスコ・フェボが遺言により王位に即くことになる。

ナバラ王フェボが、一方ではフランス王国内に所領（フォア伯領、ベアルンなど）をもつフォア家の当主であったこと、また摂政王母マグダレーナがルイ11世の妹であったことは、ナバラへのフランスの影響力を強めずにはおこななかった。フェルナンドはこれに対抗してナバラへの干渉を一層強化していくことになる。

彼はまず1479年7・8月にマグダレーナとサラゴサで会見するが、おそらくここでトゥデーラ条約の確認をなさしめた、と思われる⁵⁾。次に国王代理への誠実宣誓を拒み、反抗を逞しくしていたベアモンテ党とマグダレーナとの間を仲介し、9月にアオイス（Aoiz）休戦協定を結ばせた。これはレリン伯に対して王権が大幅な譲歩を行ない、その帰順を得るというものであった⁶⁾。

フェボは1481年12月ナバラに入国・戴冠し、当面の政局の焦点は彼の結婚問題となった。フェルナンドは次女ファナを立て、ルイ11世はエンリーケ4世の娘でイサベルと王位を争っているファナを擁して妨害を図ったが、フェボは1483年1月未婚のまま没し、妹カタリーナが王位を継ぐことになる⁷⁾。

政局の焦点はカタリーナの結婚問題に移り、フェルナンドは王太子ファンを、ルイ11世は封臣アラン・ダルブレ⁸⁾の息子ジャンを擁して争った。フェルナンド側はレリン伯の支持は勿論、ナバラ副王ペドロ（マグダレーナの義弟）の支持をもとりつけ⁹⁾、更にはアグラモンテ党のナバラ大元帥ピエレス・デ・ペラルタ（Pierres de Peralta）をも味方につけ¹⁰⁾、優位に立ったかに見えたが、女子であるカタリーナの相続を無効であるとしてフォア家継承権を主張していたナルボンヌ準伯ジャン・ドゥ・フォア（カタリーナの叔父）をフランス王が支援するのを惧れたマグダレーナはジャンの方を選び、1484年ジャン（ファン）とカタリーナとの結婚が成立した¹¹⁾。こうして血縁によってナバラへの影響力を強化せんとするフェルナンドの企図は潰えた。

マグダレーナはフランス側の候補者に決定する過程で、カトリック両王側についた副王ペドロを1483年5月に罷免し、義弟ハイメを副王に任じ、ベアモンテ党に誠実宣誓を求めた。これに対してベアモンテ党は、マグダレーナとカタリーナが再三の要請にも拘らずナバラへ到来しないこと、ペドロを罷免したこと、ベアモンテ党貴族の逮捕・財産没収を命じたこと、カスティーリャ側との結婚を要請する諸身分への回答を遷延していること、などを挙げて王権を激しく非難し¹²⁾、国王側城塞への攻撃を強めた。フェルナンドは再びマグダレーナとレリン伯の間を斡旋し、1485年2月ポー条約を結ばせた。これにより王権はレリン伯への大幅な譲歩・贈与と引換えに、カタリーナの入国・戴冠の承認を得た。

一方ではフェルナンドは王権との直接交渉を行ない、1488年3月、フアン、カタリーナ、マグダレーナの名代としてのアラン・ダルブレとバレンシア条約を結んだ。これは2つの条約から成るが重要なのは第1条約¹³⁾である。その内容は、(1) ナバラ、ベアルンはアラゴン、カスティーリャを攻撃しない、(2) 外国軍がナバラ、ベアルンに入り、アラゴン、カスティーリャを攻撃することに同意しない、(3) 外国軍の侵入を全力で防ぎ、必要な場合はスペイン軍と合体して事にあたる、というものである。ここにはナバラからの攻撃や、ナバラを経由したフランスからの攻撃を防ごうとする意図が窺われる。条約締結後、1489年1月カトリック両王はナバラ辺境司令官リベラ (Juan de Ribera) に対して、ナバラ王夫妻が入国する場合は援助するよう命じ、4月にはナバラの使節エスピナル (Miguel de Espinal) に対して、ナルボヌ準伯がナバラに侵入した場合は軍事援助を与えることを約すなど¹⁴⁾、ナバラに対して保護的姿勢を示した。

さてレリン伯は1491年に副王となったガブリエル・ダヴェヌ (Gabriel d'Avesnes) への服従を拒否し、反抗的態度をとっていたためナバラ王はカトリック両王に援助を求めてきた。カトリック両王は1493年11月、レリン伯とナバラ王との間を仲介しパンプローナ条約¹⁵⁾を結ばせた。これはやはりレリン伯への譲歩と引換えに、ナバラ王への誠実宣誓をとりつける内容であるが、注目すべきは、カスティーリャを攻撃する外国軍がナバラに入らないことをナバラ王が保証し、入った場合にはレリン伯が抗戦できることを認めている点であり、ここにはカトリック両王の代理人としてのレリン伯の性格が明瞭に表われている。

この条約によってレリン伯の帰順を得たナバラ王夫妻はナバラに入国し、1494年1月に戴冠した。フェルナンドはレリン伯の帰順に尽力したのみでなく、ナバラ王夫妻入国に際して護衛兵を派遣するなどの助力を与えた。これによって1494年1月フェルナンドはナバラ王夫妻、マグダレーナとパンプローナ条約を結ぶことに成功した。これは2つの文書から成り、第1文書¹⁶⁾は、(1) ナバラ王の娘アナはカスティーリャ王太子か、カトリック両王の孫と結婚させ、またナバラ王夫妻に男子が生まれた場合はカスティーリャの王女と結婚させる、(2) これが実施できない場合は、婚姻を結ぶ前にカトリック両王に通知する、という内容であり、第2文書¹⁷⁾は、(1) ナバラ、ベアルンはカスティーリャ、アラゴンを攻撃しない、(2) 他国の軍隊がナバラ、ベアルンに入り、カスティーリャ、アラゴンを攻撃することに同意しない、という内容である。フェルナンドはこの条約によって、婚姻を通じてのナバラへの影響力強化と、フランスやナバラからの攻撃防止とを図った、といえよう。次いで4月にはメディナ=デル=カンポ条約¹⁸⁾が結ばれた。これはカトリック両王がカスティーリャ、アラゴンからナバラに対して攻撃を加えないことを約束したものであり、パンプローナ条約と相俟ってスペインとナバラの相互不可侵条約を構成している。

- 1) 原文は、J. Yanguas y Miranda, *Diccionario de antigüedades del Reino de Navarra*, 3 tomos, 1840 rep. Pamplona, 1964, II [以下, *Diccionario* と略記], pp. 616-618.
- 2) L. Suárez Fernández, *Política internacional de Isabel la Católica*, 5 tomos, Valladolid, 1965-1972 [以下, *Política* と略記], I, no. 29; CODOIN, XLI, p. 64.
- 3) *Política*, I, no. 30; CODOIN, XLI, pp. 61-63.

- 4) これを示すいくつかの事例を列挙しておく、カスティージャ王室会議の成員の1人をナバラの宮廷アルカルデに任命(1477年12月, *Política*, I, no. 46), レリン伯らにパンプローナ防備のための権限を与える(1478年1月, *Política*, I, no. 48), パンプローナでの王税徴収のために人員を派遣(1478年1月, *Política*, I, no. 49), ベアモンテ党の1人にウアルテ(Huarte)の城代職を与える(1478年7月, *Política*, I, no. 60)など。
- 5) Boissonnade, *op. cit.*, pp. 24-26.
- 6) *Ibid.*, pp. 23-24.
- 7) *Ibid.*, pp. 30-32.
- 8) アラン・ダルブレについては, A. Luchaire, *Alain le Grand, sire d'Albert*, Paris, 1877 rep. Genève, 1974, pp. 1-46 を参照。
- 9) *Política*, II, no. 14 (1483年5月); CODOIN, XLI, pp. 69-72. これはペドロにサラゴサ大司教位と、年金を与える約束と引換えになされた。*Política*, II, no. 15 (1483年5月); CODOIN, XLI, pp. 75-79.
- 10) *Política*, II, no. 19 (1483年6月); CODOIN, XLI, pp. 72-74. ピエレス・デ・ペラルタはカトリック両王によってトゥデーラ城代に任ぜられ、臣従礼を行なっている。*Política*, II, no. 48 (1484年5月)。なお、カタリーナ結婚問題の交渉経過は1483年7月頃のものとは比定されている報告書(Boissonnade, *op. cit.*, pp. 568-579; *Política*, II, no. 17) に詳しい。
- 11) Boissonnade, *op. cit.*, pp. 35-44.
- 12) *Diccionario*, pp. 624-630.
- 13) 原文は, J. Zurita, *Anales de la Corona de Aragón*, t. 8, Zaragoza, 1977, pp. 543-544.
- 14) A. de la Torre, *Documentos sobre relaciones internacionales de los Reyes Católicos*, 6 tomos, Barcelona, 1949-1966, III, pp. 183-184, 229-230.
- 15) 原文は, *Diccionario*, pp. 631-636.
- 16) 原文は, *Política*, IV, no. 3; CODOIN, XLI, p. 83.
- 17) 原文は, *Política*, IV, no. 4.
- 18) 原文は, *Política*, IV, no. 12; CODOIN, XLI, p. 87.

III

ナバラ王は1494年5月から、曾て篡奪・譲渡された王領地、国王特権、収入の調査を開始したが、内乱中に多くの国王財産を略取していたレリン伯はこれに反撥して反乱を起した¹⁾。この過程で伯がビアナ(Viana)の教会を占領し、カトリック両王が安全保証書を与えていた市の有力者たちを追放したことに両王が立腹し、ビアナの請願²⁾をうけて、10月8日に使者を派遣し、教会をこの使者に引渡し、追放を解除するよう伯に命じた³⁾。

一方ナバラ王はエスピナルを通してビアナでの伯の行状を訴えるとともに、伯がララガ(Larra-ga)を要塞化し、そこを拠点として王国に被害を与えんとしているのを、ララガの攻囲を命じた、と伝えてきた⁴⁾。カトリック両王はこれをうけて10月17日付でナバラへの使節プエブラ(Puebla)にララガ攻囲解除の交渉に全力を尽すよう指示した⁵⁾。またエスピナルに対しては、ビアナの行動は国王がビアナ城を取上げようとしていたことに対する防禦であるという伯からの弁明を伝え、更に安全保証書を伯に与えてあるので攻囲実施の前に我々に通知するべきだった、とナバラ王を非難した⁶⁾。

カトリック両王は更に10月18・21・28日付のリベラへの命令で、実力による攻囲解除を急ぐよう指示し⁷⁾、10月18・28日付のプエブラへの命令で、交渉による攻囲解除を急ぐよう指示した⁸⁾。また11月2日付のリベラへの命令では、プエブラの申し出に対してナバラ王は伯とその一族を反逆者と見做すと答えて攻囲を強化したので、攻囲解除を急ぐように命ずるとともに、プエブラには交渉打切りを指示して強硬姿勢を示した⁹⁾。翌日付のプエブラの報告書は攻囲解除を報じており¹⁰⁾、カトリック両王のレリン伯救援は成功した。両王は更にナバラ王にレリン伯から取上げたすべての所領・官職などの返還を求め¹¹⁾、伯に対してはビアナ城返還の暁には、これをカスティーリャ王権下に置くよう要求した¹²⁾。1495年2月ナバラ王は、ビアナ城を暫時リベラの管理下に置くことにしたので、リベラに引渡すよう伯に命じている¹³⁾。こうしてカトリック両王はレリン伯の反乱を契機として、ナバラへの支配を一步進めることができた。

カトリック両王はレリン伯の危機を救うことに尽力したが、一方ではビアナでの伯の行動から伯の危険な一面を認識したに違いない。所でフランス王シャルル8世の1494年8月のイタリア侵入に対抗する神聖同盟の結成によってフランスと交戦状態に入ったスペインにとって、両国間に位置するナバラの動向が重要な関心事となったのは当然である。そこでフェルナンドはレリン伯を犠牲にしてナバラへの支配を強化する方針をとることになる。その最初の表現が1495年3月4日のマドリッド条約¹⁴⁾の締結であった。この条約の主な項目を摘記すれば以下の通りである。

ナバラ王の娘マグダレーナを人質として差出すこと(第2項)。サンゲサ(Sanguesa)城とビアナの城と町との管轄権をリベラに与えること(第3項)。外国軍やナバラ軍がナバラからカスティーリャ、アラゴンに攻め込んだ場合には、同盟は破棄されたものとする(第5項)。レリン伯をナバラから永久に、またはカトリック両王の懇請でナバラ王が追放を解除するまで、追放する(第13項)。伯の2人の息子も追放する(第15項)。5年を経過したらマグダレーナと、ビアナ、サンゲサを返還する(第16・17項)。

以上から明らかなように、この条約によってカトリック両王はレリン伯とその一族の国外追放を条件として、サンゲサ、ビアナ両城を手中に収めたのである。更に4月7日には伯の領有していた城塞、都市などをカトリック両王の望む者が支配するという協定をナバラ王と結び¹⁵⁾、レリン、ラガなど13の都市を占領するに至る¹⁶⁾。こうしてカトリック両王はレリン伯を通しての間接的介入から、直接的介入へと転換していく。4月9日には、ナバラ王がアラゴン、カスティーリャに開戦したり、アラゴン、カスティーリャを攻撃する外国軍のナバラ入国に抵抗しなかった場合は、ナバラ臣民が国王に負っている誠実義務を廃棄してカトリック両王側に加担して戦うことを許可する、という王令¹⁷⁾を出させ、11月にはナバラの重要な要塞はカトリック両王が信頼する城代に委ねられ、両王はその承認権をもつという譲歩を引出した¹⁸⁾。更に1496年8・9月のパンプローナ条約では、王太子を人質としてパンプローナに残すこと、ナバラの城代たちにマドリッド条約遵守の宣誓を行なわせること、をナバラ王に約束させた¹⁹⁾。以上の一連の事実によってナバラはスペインの保護国と化した、といっても差支えない。

さて、1497年2月のリヨンの休戦によってスペインとフランスとの敵対が一応熄むと、ナバラの巻返しが始まる。

1498年9月、ナバラ王は休戦によってフランスの侵入の脅威がなくなったことを理由に、マドリード条約以来占領された城塞・都市の返還をフェルナンドに求めた²⁰⁾。これに対しフェルナンドは、レリン伯への所領・城塞・官職の返還、伯の息子をナバラに迎え入れて父の代理として所領を与えること、その代わりにレリン伯は暫時カスティーリャに留め置く、という交換条件を提示し²¹⁾、レリン伯一族の復権を図った。これに対してナバラ側は返還要求を大幅に増加して強硬な姿勢を示した。すなわち1499年5月5日付の使節への指示書²²⁾によれば、マドリード条約以来の占領地の他に、(1) ブランカとフアンとの結婚の際の取決めでナバラに帰属するカスティーリャ国内のフアンの領地(メディナ=デル=カンポ、オルメード Olmedo など)、アラゴン王国内のガンディア(Gandia)公領、リバゴルサ(Ribagorza)伯領などと、(2) バイヨンヌ裁定以来カスティーリャが占領しているエスターリャ地方のラグアルディア、サン=ビセンテ、ロス=アルコスなどの都市との返還を迫ったのである。

フェルナンドにとってかかる要求が到底承服できる筈がなく、交渉や辺境での軍事的示威によってナバラへの圧力を強め、結局ナバラ王フアンは1500年4・5月にセビーリャに赴いて交渉し、5月14日に3つの条約から成るセビーリャ条約を締結せざるを得なくなる。この条約の内容は以下の通りである²³⁾。

第1条約——レリン伯とその一族のすべての罪を赦し、すべての家産を返還する。伯のナバラ帰国・居住を許し、ビアナ城を引渡す。

第2条約——ナバラ王の娘アナとナルボンヌ準伯の息子ガストンの婚約解消の場合、またはナバラ王に男子が出生したり、アナ以外の女子に王位継承権が移った場合は、息子や娘をカトリック両王の子供・孫と結婚させる。

第3条約——ナバラの城代たちは両王に臣従礼を行なう。城代はナバラ人に限る。

こうしてフェルナンドはナバラ王の失地回復の試みを挫折せしめただけでなく、レリン伯の復権、結婚の可能性の確保、城代の掌握に成功し、ナバラ王をほぼ完全に屈服させたのである。

1) Boissonnade, *op. cit.*, pp. 101-102.

2) *Política*, IV, no. 26.

3) *Política*, IV, no. 27.

4) Boissonnade, *op. cit.*, pp. 584-587; *Política*, IV, no. 33.

5) *Política*, IV, no. 35.

6) *Política*, IV, no. 36. かかる非難は既に10月15日付のナバラ王宛書翰 (*Ibid.*, no. 34) でなされている。

7) *Política*, IV, nos. 38, 41, 43.

8) *Política*, IV, nos. 38, 44.

9) *Política*, IV, nos. 45, 46.

10) *Política*, IV, no. 49.

- 11) 11月13日付のリベール宛書翰 (*Política*, IV, no. 54) から判る。
- 12) 11月15日付の伯への使者に対する指示書 (*Política*, IV, no. 55)。
- 13) *Política*, IV, no. 65.
- 14) 原文は, *Política*, IV, no. 70; CODOIN, XLI, pp. 102-115.
- 15) *Política*, IV, no. 77. なお, レリン伯との間には同日, 伯がナバラ王国に有する城塞・所領・収入はカスティーリャ国内で等価物を与えるという条件でカトリック両王に引渡される, という協定を結んでいる。Boissonnade, *op. cit.*, pp. 115-116.
- 16) *Ibid.*, p. 116.
- 17) 原文は, サン=エステバン伯が両王に対し行なった臣従礼の文書 (*Política*, IV, no. 192) の中に見られる。
- 18) Boissonnade, *op. cit.*, p. 118.
- 19) *Ibid.*, pp. 119-120.
- 20) *Ibid.*, p. 146.
- 21) *Política*, V, no. 98.
- 22) 原文は, *Política*, V, no. 110; CODOIN, XLI, pp. 116-125.
- 23) 第1条約の原文は, *Diccionario*, pp. 643-644. 第2条約は, Boissonnade, *op. cit.*, pp. 605-607, 第3条約は, *ibid.*, pp. 607-608.

IV

ナバラ王権にとっての困難な問題として、レリン伯の反抗の他にフォア家継承問題があった。この問題は1479年9月にシャルル8世の仲介によってナルボンヌ準伯との間に結ばれた2つのタルブ条約によって一応の結着をみた。第1条約はナバラ王の娘で王位継承者であるアナとナルボンヌ準伯の息子がガストンとの婚約を定めたもので¹⁾、第2条約²⁾は年金授与、フォア伯領内の3つの町の贈与と引換えにナルボンヌ準伯が権利を放棄するというものであり、これによりカタリーナのフォア家継承は安泰となり、1499年のポー条約、1500年のエタンブ条約もこれを再確認している³⁾。

ところがルイ12世はナルボンヌ準伯ジャン(1500年没)の後継者ガストン(ルイの甥)を積極的に支援し、1502年4月パリのバルルマンからエタンブ条約取消判決を得たガストンがナバラ王、フォア伯を公称するのを黙認し、また1506年2月にはベアルンの内紛に介入してベアルンに対する宗主権を主張し、攻撃を強めた⁴⁾。

ナバラはこうしてスペインからの圧迫の他にフランスからの脅威にも晒され苦境に陥ったが、1504年11月のカスティーリャ女王イサベルの死が転機をもたらした。イサベルの娘フアナの夫フィリップ(マクシミリアンの息子)は、カスティーリャの支配権をめぐるフェルナンドと対立し、またフランドル、アルトアに対する宗主権を主張するルイ12世とも対立しており、ナバラ王と類似の立場にあったため、両者の接近がなされ、1506年8月にトゥデーラ条約⁵⁾が結ばれた。これは、(1)カスティーリャはナバラを攻撃しない、(2)外国軍がナバラに侵入した場合、ナバラは全力で抵抗・阻止する、(3)ナバラの力のみで対抗できない場合、カスティーリャは援軍を送る、という内容の攻守同盟であった。

ところがフィリップは9月に没し、ナバラは再び孤立化の危機に直面したが、1506年末マクシミリアンがトゥデーラ条約の確認を求めるナバラの使節に対し、この条約をより積極的な対仏攻守同盟に強化することを提案し、1463年以來のエステーリャ地方の占領地の返還を約束し、その代りにナバラ王が孫カールのカスティーリャ王位継承を支持するよう求めたこと⁶⁾、ナバラとハプスブルクの提携が継続することになった。

1506年末ナバラ王がビアナ城明渡しをレリン伯に要求したことから伯が反乱を起したが、フェルナンドはイタリアにいたために積極的援助ができず、結局伯は1507年7月初頭までには完敗し、アラゴンへ逃亡した⁷⁾。

1507年末フェルナンドはナバラ王にレリン伯の所領の返還を求めるが、ナバラ王はこれを拒否した。1508年春レリン伯はガストンのナバラ侵攻を支援する条件でルイ12世からの援助を得て、ナバラ侵入を企てるが失敗し、11月に没する⁸⁾。1509年4月フェルナンドはレリン伯の息子ルイスに伯から取上げたすべてを返還するようナバラ王に求めるが⁹⁾、再び拒絶される。7月にはナバラ辺境司令官シルバ (Juan de Silva) に対して、ルイスがナバラの城塞奪回に成功した場合には、それを守るために援助するよう命じて、ルイスのナバラ侵攻を支援する用意をしている¹⁰⁾。かかるフェルナンドの動きに対して、1509年12月マクシミリアンはルイスのナバラ攻撃をやめさせるようフェルナンドを説いて牽制を加え、ナバラ王の盟友としての立場を示した¹¹⁾。

マクシミリアンはまたフォア家継承問題に関しても、1508年12月のカンブレ条約付属条項で、ルイ12世とガストンからナバラに対して1年間武力行使をしないという約定をとりつけた。1509年10月ルイ12世は、ファンとカタリーナにナバラ王国への権利を認める代わりに、フランス王国内の所領はすべてガストンに与えるという提案を行なったが、フォア家の全領土の3分の2を放棄することになるかかる提案にナバラ王が同意する筈がなかった。1501年1月トゥールーズのパルルマンはナバラ王がベアルンに関する王令に服さなかったとして反逆罪を適用し、ベアルンの没収を宣告した¹²⁾。今やフランスからの脅威は決定的に昂まった。

1) Boissonnade, *op. cit.*, pp. 124-125.

2) 原文は, *ibid.*, pp. 590-595.

3) *Ibid.*, p. 141.

4) *Ibid.*, pp. 196-197, 213-217.

5) 原文は, *ibid.*, pp. 622-624.

6) *Ibid.*, pp. 625-627.

7) *Ibid.*, pp. 222-231.

8) *Ibid.*, pp. 240-243, 239.

9) *Diccionario*, pp. 652-653.

10) *Diccionario*, pp. 658-660.

11) Boissonnade, *op. cit.*, pp. 629-630.

12) *Ibid.*, pp. 245, 256, 258.

V

1511年10月の神聖同盟の結成によりイタリア戦争が開始されるが、フェルナンドは1512年2月イギリスと条約を結んでギエンヌに対する共同攻撃を企て、このためナバラの中立を確保しようとする。これが結局ナバラの征服となるのである¹⁾。

フェルナンドは6月29日ヘンリー8世との連名で、神聖同盟軍のナバラ国内通行許可と、中立の保証としてエステーリャ、マヤ(Maya)、サン=ジャン=ピエドゥ=ポール(St. Jean-Pied-de-Port)の城塞引渡しとを要求した²⁾。

一方ルイ12世はナバラ王への敵対をやめ、急速に接近を図ってくる。この政策転換の契機となったのは、1512年4月ラヴェンナの戦いでガストンが戦死し、その権利が既に1505年10月にフェルナンドと結婚していたガストンの姉ヘルマーナ(ジェルメーヌ)に移ったことであった。ルイ12世は、7月15日にはベアルンの主権を承認し、トゥールーズのパルルマンの判決を破棄し、タルブ条約で割譲された町を返還した。16日にはナバラ王とその子供たちに総額20,000ルーヴルの年金授与を約束した³⁾。そして17日にはナバラ王との間にブロア条約を結んだ⁴⁾。その内容は、(1)フランスがナバラ王の臣下を必要とする場合はナバラはそれを提供する、(2)ナバラ、ベアルンをフランスの敵軍が通過することを禁ずる、(3)ナバラは、イギリスが侵入せんとした場合はイギリスに対して、またそれと行動を伴にするフランスの敵国に対して敵対を表明して戦うこと、(4)フランスは、外国軍がフランスを通過してナバラを攻撃する場合は通過を許さず全力で防ぐこと、である。

同日フェルナンドはブロア条約の内容なるものを公表した⁵⁾。その主な項目は次の通りである。

(1)ナバラ王太子はフランス王の娘と結婚する、(2)ナバラはスペイン、イギリスなどに対抗してフランスを援ける、(3)フランスはナバラがカスティーリャ、アラゴンの領土を征服するのを援ける、(4)ナバラ王太子は人質としてフランスへ送られる、(5)ナバラにヌムール公領、アルマニャック公領を与える、(6)ナバラ王に4000フランの年金を与える、(7)フランス人槍兵300を与える、(8)戦争中フランスは4000人の歩兵の給与を賄う、(9)ナバラがカスティーリャ、アラゴンの領土を征服するときには、1000人の槍兵を与える。

以上の内容は実際のブロア条約と一致せず、フェルナンド側の捏造したものと考えられるが、ナバラのスペイン侵略の企図が強調されているのが注目される。

ナバラがルイ12世と同盟したことは、フェルナンドにとって好都合であった。なぜなら、ルイ12世は教皇ユリウス2世によって分派主義者の烙印を押されており、これと同盟したナバラ王も教会の敵となり、ナバラ攻撃が聖戦の名の下に正当化され得たからである。

フェルナンドは以前からかかる事態を予測していた。1512年6月5日教皇庁への使節に宛てた指示書⁶⁾で、バイヨンヌ進撃のためにはナバラの中立が必要でありその保証を求めたが、ナバラ王はフランスと手を結ぶ可能性が高い。そうするとナバラ王は教会に背くことになる。そこで、(1)フランス王を援助したり、神聖同盟軍を攻撃するナバラ、ベアルンのすべての者を破門する、

(2) ナバラ王がフランス王を援助したり、フランス軍に兵力を合体したときは、ナバラ王から王国を剥奪するという威嚇の下にナバラとベアルンを宗務停止令下に置く、という内容の教書を求めるよう指示している。6月8日の指示書⁷⁾では、ナバラがフランスと手を組んで教会に反抗した場合にはナバラに軍隊を入れた方がよいと考えているので早急に教書を得るよう命じている。ナバラ侵入を教皇の権威を藉りて正当化しようとする構想は、既にこの頃にはフェルナンドの脳裏に描かれていたのである。

7月21日アルバ公麾下のスペイン軍はナバラに侵入し、早くも25日にはパンプローナを陥落させ、入城した。31日フェルナンドはナバラ王に対する布告⁸⁾を発表した。そこで彼はまず、教会の一体性を分裂せしめたフランス王に対抗して企てられたギエンヌ攻略が、ナバラ王がフランスと結んだ同盟によって妨げられる恐れが生じたため、これを防ぐべくアルバ公にナバラ進撃を命じた、と述べる。つまりギエンヌ攻略は教会の敵たるフランスを膺懲するための聖戦であり、これを妨害する者に対する戦いは正当である、というのである。次いで要求を提示する。すなわち、(1) 聖なる企てに必要なと思われる間、ナバラのすべての都市・城塞を引渡すこと、すべての都市・城塞・臣民は余の統治に服する、(2) 同期間中、王太子を人質として差出すこと、である。

この要求は限定された期間（その限定は極めて曖昧）とはいえ、ナバラの領土・臣民をフェルナンドの支配下に置くというものであり、ナバラ王が受入れる筈がなかった。事実、8月15日にこの布告を携えてベアルンに到来したフェルナンドの使者を逮捕することによって、ナバラ王は抗戦続行の意志を示したのである⁹⁾。

8月21日フェルナンドは7月21日付の2つの教書を公表して、ナバラ侵入の正当化を補強しようとする。

第1の教書『Etsi hii qui christiani』¹⁰⁾は、キリスト教徒は教会を援助する義務があるにも拘らず、シスマの中に引入られるに任せている君主たちがあるが、分派主義者を見放し、余に服従するよう破門の罰の下に命令する、述べている。これは一般的に分派主義者に加担する者に与えた戒告であるが、第2の教書『Pastor ille caelestis』¹¹⁾はより具体的な内容となっている。その大意は次の通りである。

フランス王はバスコニア人 (vascons) とカンタブリア人 (cantabres) をシスマの中に引き入れ、教皇の権威とキリスト教徒とを軽侮せしめようとした。この教書の交付後3日以内に教皇座に服従せず、余や余の同盟者たちに敵対して武器をとり、かのルイや分派主義者から援助を受け、それと同盟を結ぶすべての者に対して破門の宣告を申渡す。彼らはその高位、名誉、封土、恩恵、特権を剥奪され、教皇の権力によってその財産はすべて公けのものとなり、最初の占有者の所有に帰する。

これはナバラ王を名指しで挙げてはいないが、バスコニア人、カンタブリア人という表現からナバラ王を指していることは明らかであり、ナバラ王の破門、所領没収、最初の占有者へのナバラの授与、を述べたものといえる。

フェルナンドは以上の教書で自己の立場を固めた上で、8月末にナバラ王となることを宣言する¹²⁾。すなわち、神聖同盟は同盟の君主が戦争の法に従って教会の敵の所領を占領・保持することを許している。余とイギリス王による教会のための企てを妨げる者に向けられた教書は、それに背く者の財産を最初の占有者に与えている。それ故、余は征服後、ナバラ王国を没収し、王号を称えるものである。

このようにフェルナンドは神聖同盟の盟約と教書とを根拠として、ナバラ王位奪取を合法化しているのである。この宣言の後、9月上旬までにナバラの諸都市が次々と降伏して誠実を誓い、フェルナンドを正当な国王として承認した。ナバラ王ファンは9～12月、ルイ12世の援助を得て王国奪還を図るが失敗する¹³⁾。

1513年2月18日には教書『Exigit contumaciam』¹⁴⁾が出され、フェルナンドのナバラ征服に最終的な正当性を付与した。その内容は次の通りである。

旧ナバラ王ファンとカタリーナは勸告にも拘らず、余の命令を蔑ろにしてシスマの大義名分に奉仕し続け、ルイ12世との同盟を堅固にして教会の同盟者を攻撃した。余は彼らを破門に処してすべての王国を剝奪し、最初の占有者に与えた。ここにナバラ王の臣民をファンとカタリーナへの誠実宣誓から解放し、彼らを王と認め、かく呼ぶことを禁ずる。

ここではフェルナンドの議論そのままにナバラ王国征服が是認され、ファンとカタリーナの王位剝奪が宣言されている。

1513年3月のパンプローナのコレテスはフェルナンドをナバラ王として正式に受入れた¹⁵⁾。ルイ12世もこの頃までにはファンとカタリーナを援助しない旨をフェルナンドに表明している¹⁶⁾。1514年3月のルイ12世とフェルナンドとのオルレアン休戦条約では、フェルナンドはナバラ王を称しており、またその内容も、現在両者が占有しているものを所有し続けることで合意しており¹⁷⁾、ルイ12世はフェルナンドのナバラ王国占有を黙認していた、といえる。

以上のようにフェルナンドのナバラ王国征服は、教皇の許可、ナバラ諸身分の承認、フランス王の黙認を獲得し、揺ぎないものとなったのである。

- 1) 以下のナバラ征服について簡単には、P. Aguado Bleye, *Manual de Historia de España*, 3 tomos, Madrid, II, 1969¹⁰⁾, pp. 134-137; R. B. Merriman, *The Rise of the Spanish Empire in the Old World and in the New*, 4 vols, New York, 1918 rep. 1962, II, pp. 338-349; M. Fernández Álvarez, *Historia de España*, XVII (2), Madrid, 1969, pp. 719-725; Hillgarth, *op. cit.*, pp. 564-569などを参照。
- 2) Boissonnade, *op. cit.*, p. 288.
- 3) *Ibid.*, pp. 313-315.
- 4) *Ibid.*, pp. 317-320.
- 5) 原文は、A. Bernáldez, *Memorias del reinado de los Reyes Católicos*. Ed. y est. por M. Gómez-Moreno y J. de Mata Carriazo, Madrid, 1962, cap. CCXXXVI (pp. 616-617); Alonso de Santa Cruz, *Crónica de los Reyes Católicos*. Ed. y est. por J. de Mata Carriazo, 2 tomos, Sevilla, 1951, cap. XLII (t. I, pp. 194-196)

- 6) 原文は, Barón de Terrateig, *Política en Italia del Rey Católico, 1507-1516*, 2 tomos, Madrid, 1963, II, doc. 81.
- 7) 原文は, *ibid.*, doc. 82.
- 8) 原文は, Bernáldez, *Memorias*, cap. CCXXXVII (pp. 618-621); Santa Cruz, *Crónica*, cap. XLIV (t. I, pp. 203-205)
- 9) Boissonnade, *op. cit.*, p. 336.
- 10) 原文は, *ibid.*, pp. 643-644. 西訳として, Terrateig, *op. cit.*, II, doc. 83.
- 11) 原文は, Boissonnade, *op. cit.*, pp. 636-640.
- 12) *Ibid.*, pp. 338-339.
- 13) *Ibid.*, pp. 340-341.
- 14) 原文は, *ibid.*, pp. 645-650. この教書には偽書説がある。*Ibid.*, pp. 353-362; G. Desdevises du Dézert, "La politique de Fernand-le-Catolique", *Rev. hispanique*, 56, 1922, p. 336. これに対する反論として, Terrateig, *op. cit.*, I, pp. 352-356. かかる詮索はフェルナンドの行為の倫理的評価が問題となる場合のみに必要であろう。
- 15) *Ibid.*, I, p. 357.
- 16) 1513年3月初旬付のフェルナンドの書翰に付せられたルイ12世の起請文による。J. M. Doussinague, *El testamento político de Fernando el Católico*, Madrid, 1950, doc. 18.
- 17) Boissonnade, *op. cit.*, p. 428.

VI

1515年1月ルイ12世が没し、フランソワ1世が登位するが、彼は3月23日フアン、カタリーナとパリ条約を結び、ナバラ王国回復のために彼らを援助することを約した¹⁾。一方フランドルのカール(後のカルロス1世)の宮廷では、フェルナンドがカールの弟フェルディナントに王位を譲るのではないかという疑惑が生じていて、このためにフランスに接近して、1515年3月24日カールとフランソワ1世の妹との婚約と、相互友好の約束とがなされた²⁾。3月31日の両者の協定³⁾では、フランス王はナバラ王国回復の援助ができることが確認され、またカールはフアン、カタリーナとフェルナンドに対して、両者間の争いの解決をカールとフランソワ1世の決定に委ねるよう説得することになった。この取決めに従いカールは5月16日付の書翰⁴⁾をフェルナンドに送って説得を試みた。

7月7日ブルゴスのコルテスでフェルナンドは、ナバラ王国を娘フアナに与え、カスティーリャに合併することを宣言した⁵⁾。これはカールが継承するカスティーリャにナバラを合併することによって、ナバラに関する利害をカールにもたせて、フアン、カタリーナを支援するフランソワ1世と手を組むような行動をカールに放棄させようとしたものだ、と推測される。8月25日には5月16日のカールの書翰への返書⁶⁾を送り、その中で自分が正当にナバラを所有しており、これはスペインの他の王国の利益にもなると述べ、汝はすべての王国と同様にナバラをも継承せねばならないのだから自らに背くようなことをしてはならない、とカールを戒めている。

フェルナンドは遺言書の中で娘フアナと王太子カールとにナバラ王国を遺贈している⁷⁾。かくし

